

題 名：家屋の届出についてのお知らせ

本 文

税町民課 資産税係から、家屋の届出についてのお知らせです。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在でその所有者に課税されます。

住宅や事務所、店舗、工場、納屋、農業用の倉庫などの家屋を、新築や増改築した場合は、固定資産税を課税するために役場で家屋評価を行う必要がありますので、役場税町民課資産税係（電話6－5111 内線117、118）までご連絡ください。

また、家屋の一部や全部を壊したとき、または、未登記家屋の所有者を変更したときも、届出が必要です。

この届出をしないと、今年度の資産状況で来年度も課税されますので、ご注意ください。

毎年、数件ですが、所有者の方から「何年も前に建物を壊したのに、課税されていることを知らなかった」とお話をいただくことがありますので、7月1日に役場から送っています納税通知書等を参考に、今一度ご確認をお願いします。

以上、家屋の届出についてのお知らせでした。